別紙

仕様書

1　設置機器の仕様

設置する自動販売機については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

（1）省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

（2）新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できること。貸付期間中に新硬貨・新紙幣が発行された場合は、それぞれ使用できるように対応すること。

（3）キャッシュレス決済ができる機種とすること。

（4）外形寸法（使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含む。）を超えないものとし、転倒防止対策（ただし、原則アンカー止めは禁止）を行うこと。

（5）ユニバーサル対応機種とすること。

（6）色調は、華美でないものとし、建物と調和すること。

（7）販売品目は、ミネラルウォーター、お茶、清涼飲料水等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。また、飲料の容器は、ペットボトルなど蓋付き（タブ式の缶は不可）とする。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に貸付人と協議を行うこと。

（8）販売価格は、他の同様の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

2　維持管理等

（1）自動販売機の維持管理については、借受人が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

（2）自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、借受人の責任で適切に回収・リサイクルすること。

（3）販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、貸付人の指示に従うこと。

（4）衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

（5）自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

（6）自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、借受人の責任において対応すること。

3　設置及び撤去に関する必要経費について

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電気及び給排水工事が必要となる場合の費用も含む。）、移転費等はすべて借受人の負担とし、その方法については貸付人の指示に従うこと。

４　設置及び撤去に関する調整

（１）借受人は、自動販売機の設置及び撤去に当たり、図書館の運営に支障が生じないよう、既存の自動販売機の設置事業者又は次期設置事業者と、作業日時、搬入・搬出方法その他必要な事項について相互に調整し、円滑な機器の入替えに協力すること。

（２）借受人は、前号の調整結果について、あらかじめ貸付人に報告し、その承認を得ること。

（３）自動販売機の入替えに当たっては、販売休止期間ができる限り生じないよう努めること。

（４）借受人間の調整が整わない場合その他図書館の運営上必要がある場合は、貸付人が設置又は撤去の日時その他必要な事項を指定することができるものとし、借受人はこれに従うこと。